

公益財団法人 田村科学技術振興財団

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人田村科学技術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、医学、薬学をはじめとした生物学、物理学、化学、工学等分野における生命科学に関する領域の教育・研究を奨励し、もって我が国の医療及び国民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究に対する助成
 - (2) 研究者の海外派遣又は海外研究者の招聘に対する助成
 - (3) 講演会、シンポジウム等の開催に対する助成
 - (4) その他この法人の設立目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの





(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により、特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なく登記事項証明書等を添えて行政庁に届け出なければならない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠をして選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を越えない範囲で、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。





第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
2 評議員会の議長は、評議員のうちから互選する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、テレビ会議システムを利用して出席した場合も決議に参加できる。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。



(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上18名以内
- (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名は「理事長」、1名は「専務理事」と呼称することができる。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、1名を「業務執行理事」とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事も同様とする。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。

(相談役)

第22条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役は、代表理事が本法人に対し功労のあった元役員等や学識経験者等から候補者を推薦し、その選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。



(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。



(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、テレビ会議システムを利用して出席した場合も決議に参加できる。

- 2 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の承認を要する。

(決議及び報告の省略)

第32条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会等の設置

(委員会)

第39条 この法人の事業を推進するために必要なときは、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員に対する報酬については、第27条（役員の報酬等）を準用する。

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織、運営及び報酬に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。

田村 良枝（理事長）

田村 友一（専務理事）

附則：平成29年6月15日 役員選任 第21条3項改訂

上記は、当法人の現に効力を有する定款に相違ない。

富山市弥生町一丁目8番20号
公益財団法人 田村科学技術振興財団
代表理事 田村 良枝



(1) 役員に関する事項(役員名簿)

(イ) 評議員

(五十音順)

No.	フリガナ 氏名	現職・専門	
1	瓜生 直樹	元 株式会社イーエムアイ社長	非常勤
2	金 昇 浩	ポリオン製薬(株) 代表理事	非常勤
3	酒井 秀紀	富山大学 大学院 教授 日医工(株) 社外取締役	非常勤
4	多田 健太郎	多田薬品工業(株) 取締役社長室長	非常勤
5	田村 須美		非常勤
6	飯田 晋一郎	日医工(株) 顧問、元三菱ウエルファーマ社長	非常勤
7	寺田 俊之	株式会社富山印刷 取締役社長	非常勤

(2020年3月31日現在)

(ロ) 理事

(五十音順)

No.	氏名	現職・専門	備考
1	田村 良枝	代表理事(理事長)	非常勤
2	稲田 裕彦	救急薬品工業株式会社 代表取締役社長	非常勤
3	奥田 研爾	横浜市立大学 名誉教授 奥田内科 院長	非常勤
4	倉石 泰	富山大学 名誉教授 和歌山県立医科大学 URA・学長特命教授	非常勤
5	高木 繁雄	富山商工会議所 会頭 (株)北陸銀行 特別参与、日医工(株) 社外取締役	非常勤
6	中川 雄介	昭北ラミネート工業(株) 代表取締役社長	非常勤
7	橋本 淳	サクラパックス株式会社 代表取締役社長	非常勤
8	藤井健太郎	丸三製薬バイオテック株式 代表取締役社長	非常勤
9	三谷 充	三谷産業株式会社 代表取締役会長	非常勤
10	米田 篤史	金剛薬品株式会社 取締役	非常勤

(ハ) 監事

(五十音順)

No.	氏名	現職・専門	備考
1	稲坂 登	日医工(株) 取締役専務	非常勤
2	楠 行博	(株)タイヨーパッケージ 代表取締役会長	非常勤
3	坂木 一也	堀 税理士法人 代表社員	非常勤

(2020年3月31日現在)

(ニ) 選考委員 (非公開)

(五十音順)

No.	氏名	現職・専門	備考
1	*****	市立大学 名誉教授 医学、細菌学・免疫学	非常勤
2	*****	医薬関連会社役員 薬学、創薬	非常勤
3	*****	国立大学 名誉教授 医学:公衆衛生学、予防医学	非常勤
4	*****	薬業連合会 役員 薬学、行政	非常勤
5	*****	国立大学 名誉教授 薬学:薬物生理学	非常勤
6	*****	医薬関連会社 役員 農学、生命科学	非常勤

↑非公開

(2020年3月31日現在)

(ホ) 相談役

No.	氏名	現職・専門	備考
1	田村 友一	日医工(株) 代表取締役社長	非常勤

(2020年3月31日現在)

(ヘ) 事務局長

No.	氏名	現職・専門	備考
1	熊田 重勝	日医工(株)	非常勤

(2020年3月31日現在)

(ト) 経理担当職員

No.	氏名	現職・専門	備考
1	安田 紀彦	日医工(株) 財務部	非常勤

(2020年3月31日現在)

2019年度 事業報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

公益財団法人 田村科学技術振興財団

当財団の2019年度における事業の状況について、下記のとおり報告します。

(1) 事業の状況

当公益財団法人は、医学、薬学をはじめとした生物学、物理学、化学、工学等分野における生命科学に関する領域の教育・研究を奨励し、もって我が国の医療及び国民の保健の向上に寄与することを目的としておりますが、2019年度は次の事業を実施しました。

- ① 研究に対する助成として
17件に対し計9,600千円を助成した。(表1参照)
- ② 研究者の国際交流(研究者の海外派遣、海外研究者の招聘)に対する助成として
1件に対し計370千円を助成した。(表2参照)
- ③ 講演会・シンポジウム等の開催に対する助成として
2件に対し計1,630千円を助成した。(表3参照)

表1. 2019年度 研究助成金交付者(第36回)

研究責任者		研究テーマ
准教授 田浦太志	富山大学大学院医学薬学研究部 (薬学) 薬用生物資源学研究室	新たな医薬資源の開拓を目指したビベンジルカンナビノイドの生合成工学
助教 岡田卓哉	富山大学大学院 理工学研究部 (工学) 生体機能性分子工学研究室	Broussonetine Nの全合成研究 および新規グリコシダーゼ阻害剤の創製
特命助教 五十嵐善子	富山大学大学院医学薬学研究部 内科学(一)	脂肪組織M2マクロファージに着目した 新規のインスリン抵抗性改善薬の開発
助教 石本哲也	富山大学大学院医学薬学研究部 (医学) 分子神経科学講座	マウス脳でのミエリン形成の可視化技術構築
研究員 渡邊康春	富山県薬事総合研究開発センター 創薬研究開発センター	視床下部炎症により摂食調節異常を誘導する 免疫分子の同定
助教 中村友也	富山大学 解剖学神経科学科講座	幼少期ストレスが惹起する 不安・うつ様行動の脳内機序
准教授 恒木 宏史	富山大学大学院医学薬学研究部 (薬学) 病態制御薬理学研究室	「嗅覚記憶」の想起による中枢性代謝調節の 賦活化を基盤とした2型糖尿病の新規治療法の開発
助教 津田さやか	富山大学附属病院 産科婦人科	母子間免疫寛容の破綻による妊婦合併症を抗原特異的T細胞の観点から解明する
嘱託研究員 小島理恵子	富山県薬事総合研究開発センター 創薬研究開発センター	神経変性疾患病因遺伝子CHCHD2の機能解明に向けた遺伝学的研究
准教授 帯田孝之	富山大学学術研究部薬学・和漢系 構造生物学	皮膚の恒常性の維持に関与するアスパラギン酸型酵素SASPaseの 構造機能解析
講師 安田香織	富山県立大学 工学部 医薬品工学科 パイオ医薬品工学講座	ビタミンD不活性化酵素に着目した疾患予防
准教授 久保義行	富山大学学術研究部薬学・和漢系 薬剤学	血液精巣関門インフラックス輸送機構の解明と精巣疾患治療への応用
講師 牧野祥嗣	富山県立大学 工学部 生物工学科 応用生物プロセス学研究室	抗体代替タンパク質性医薬品確立に向けたTNF- α 親和性タンパク質の改良および機能評価
助教 川口甲介	富山大学学術研究部薬学・和漢系 分子細胞機能学	リソソームから細胞質へのビタミンB12輸送障害の分子機構解明と 治療薬開発の分子基盤の確立
准教授 清水貴浩	富山大学学術研究部薬学・和漢系 薬物生理学	イオンチャンネル分子形成における細胞膜とミトコンドリアのクロス トーク
助教 深谷圭介	富山県立大学 工学部 生物工学科 生物有機化学講座	複雑な生物活性分子の合成における遷移状態計算の実践的な利 用法の開発
講師 今村輝彦	富山大学附属病院 第二内科	経皮的僧帽弁形成術後の残存うっ血に対する非侵襲的陽圧換気治 療の有効性の検討
		計17件 9,600千円

表2. 2019年度 海外研究者招聘助成金交付者

海外研究者招聘責任者		招聘テーマ
教授 桜井宏明	富山大学大学院 医学薬学研究部 (薬学)	①招聘テーマ: 富山大学大学院医学薬学研究部(薬学)における 技術指導および特別講義 ②招聘者 : Dzmitry G KOSTSIN ベラルーシー ③所属機関 : ベラルーシー国、国立アンチドーピング研究所
		計1件、370千円

表3. 2019年度 学会・シンポジウム開催助成金交付者

学会・シンポジウム開催責任者		学会・シンポジウムテーマ
綿引正則	富山県衛生研究所 細菌部	①会議の名称: 第48回薬剤耐性菌研究会
教授 酒井 秀紀	大学院医学薬学研究部 (薬学)薬学部長	①会議の名称: 2020年度富山大学薬学部ならび に医学薬学教育部 特別講義
		計2件 1,630千円

2019年度「貸借対照表」

(2020年3月31日現在)

(単位:円)

勘定科目	当年度(2019年)	前年度(2018年)	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	495,463	558,682	△ 63,219
現金預金合計	495,463	558,682	△ 63,219
流動資産合計	495,463	558,682	△ 63,219
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	693,565,000	712,550,000	△ 18,985,000
定期預金	0	0	0
基本財産合計	693,565,000	712,550,000	△ 18,985,000
(2) 特定資産			0
周年記念事業準備資金	400,000	0	400,000
特定資産合計	400,000	0	400,000
固定資産合計	693,965,000	712,550,000	△ 18,585,000
資産合計	694,460,463	713,108,682	△ 18,648,219
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
短期借入金	0	0	0
2. 固定負債	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産			0
寄附金	692,915,000	711,900,000	△ 18,985,000
指定正味財産合計	692,915,000	711,900,000	△ 18,985,000
(うち基本財産への充当額)	(692,915,000)	(711,900,000)	
2. 一般正味財産	1,545,463	1,208,682	336,781
(うち基本財産への充当額)	(650,000)	(650,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(400,000)	(400,000)	0
正味財産合計	694,460,463	713,108,682	△ 18,648,219
負債及び正味財産合計	694,460,463	713,108,682	△ 18,648,219

2019年度「正味財産増減計算書」
(2019年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:円)

勘定科目	2019年度	2018年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	250,000	250,000	0
基本財産受取配当金	13,500,000	13,500,000	0
基本財産運用益計	13,750,000	13,750,000	0
② 雑収益			
受取利息	43	50	△ 7
雑収益	0	0	0
雑収益計	43	50	△ 7
事業活動収入計	13,750,043	13,750,050	△ 7
(2) 経常費用			
① 事業費			
会議費	297,106	938,796	△ 641,690
旅費交通費	700	148,810	△ 148,110
通信運搬費	23,586	74,699	△ 51,113
消耗品費	0	9,275	△ 9,275
印刷製本費	0	0	0
租税公課	0	0	0
賃借料	0	0	0
リース料	103,572	0	103,572
支払助成金	11,600,000	12,000,000	△ 400,000
雑費	178,194	373,730	△ 195,536
予備費	0	0	0
事業費計	12,203,158	13,545,310	△ 1,342,152
② 管理費			
会議費	487,605	441,490	46,115
旅費交通費	375,550	319,320	56,230
通信運搬費	27,744	24,765	2,979
消耗品費	16,601	9,989	6,612
租税公課	3,114	0	3,114
賃借料	0	0	0
リース料	29,592	13,737	15,855
支払利息	0	0	0
雑費	269,898	192,488	77,410
管理費計	1,210,104	1,001,789	208,315
経常費用計	13,413,262	14,547,099	△ 1,133,837
評価損益等調整前当期経常増減額	336,781	△ 797,049	1,133,830
当期経常増減額	336,781	△ 797,049	1,133,830
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
短期借入金返済(前年度未借入)			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			
当期経常外増減額			0
税引前当期一般正味財産増減額	336,781	△ 797,049	1,133,830
当期一般正味財産増減額	336,781	△ 797,049	1,133,830
一般正味財産期首残高	1,208,682	2,005,731	△ 797,049
一般正味財産期末残高	1,545,463	1,208,682	336,781
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	250,000	250,000	0
基本財産受取配当金	13,500,000	13,500,000	0
一般正味財産への振替額	△ 13,750,000	△ 13,750,000	0
受取寄付金	0	0	0
基本財産評価益			
基本財産評価損	△ 18,985,000	△ 93,070,000	74,085,000
当期指定正味財産増減額	△ 18,985,000	△ 93,070,000	74,085,000
指定正味財産期首残高	711,900,000	804,970,000	△ 93,070,000
指定正味財産期末残高	692,915,000	711,900,000	△ 18,985,000
III 正味財産期末残高	694,460,463	713,108,682	△ 18,648,219

2019年度「正味財産増減計算書内訳表」

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公1		
I 一般正味財産増減の部		0	
1. 経常増減の部		0	
(1) 経常収益		0	
① 基本財産運用益		0	
基本財産受取利息基	250,000		250,000
本財産受取配当金	12,289,939	1,210,061	13,500,000
基本財産運用益計	12,539,939	1,210,061	13,750,000
② 雑収益			
受取利息	0	43	43
雑収益	0		
雑収益合計	0	43	43
経常収益計	12,539,939	1,210,104	13,750,043
(2) 経常費用			
① 事業費			
会議費	297,106		297,106
旅費交通費	700		700
通信運搬費	23,586		23,586
消耗品費	0		0
印刷製本費	0		0
賃借料	0		0
リース料支	103,572		103,572
払助成金雑	11,600,000		11,600,000
費	178,194		178,194
予備費			0
事業費計	12,203,158		12,203,158
② 管理費			
会議費		487,605	487,605
旅費交通費		375,550	375,550
通信運搬費		27,744	27,744
消耗品費		16,601	16,601
租税公課		3,114	3,114
賃借料		0	0
リース料		29,592	29,592
支払利息		0	0
雑費		269,898	269,898
管理費計		1,210,104	1,210,104
経常費用計	12,203,158	1,210,104	13,413,262
評価損益等調整前当期経常増減額	336,781		336,781
当期経常増減額	336,781		336,781
2. 経常外増減の部		0	
(1) 経常外収益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
短期借入金返済(前年度未借入)		0	
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	336,781	0	336,781
当期一般正味財産増減額	336,781	0	336,781
一般正味財産期首残高	△ 291,318	1,500,000	1,208,682
一般正味財産期末残高	45,463	1,500,000	1,545,463
II 指定正味財産増減の部		0	
基本財産運用益		0	
基本財産受取利息基	250,000		250,000
本財産受取配当金	13,500,000	0	13,500,000
一般正味財産への振替額	△ 13,750,000	0	△ 13,750,000
受取寄付金	0	0	0
基本財産評価益		0	
基本財産評価損	△ 18,985,000	0	△ 18,985,000
当期指定正味財産増減額	△ 18,985,000	0	△ 18,985,000
指定正味財産期首残高	711,900,000	0	711,900,000
指定正味財産期末残高	692,915,000	0	692,915,000
III 正味財産期末残高	692,960,463	1,500,000	694,460,463

2019年度「財産目録」

(2020年3月31日現在)

貸借対照表科目		場所・物療等	使用目的	金額(円)
(流動資産)				
	現金	なし		
	普通預金	北陸銀行本店営業部	次年度の事業費に使用	495,463
流動資産合計				495,463
(固定資産)				
基本財産	土地	なし		
	建物	なし		
	美術品	なし		
	投資有価証券	1) 日医工機株式会社45万株 2) 国債(額面5,000万円)	1), 2) 何れも公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用する。	642,150,000 51,415,000
基本財産合計				693,565,000
特定資産	周年記念事業準備資金	北陸銀行本店営業部	創立40周年記念事業に使用	400,000
	退職給付引当資産	なし		
特定資産合計				400,000
その他固定資産				
固定資産合計				693,965,000
資産合計				694,460,463
(流動負債)				
	未払金	なし		
	短期借入金	なし		
流動負債合計				0
(固定負債)				
	退職給付引当金	なし		
	長期借入金	なし		
固定負債合計				0
負債合計				0
正味財産合計				694,460,463

2019年度「財務諸表に対する注記」

1. 継続事業の前提に関する注記

なし

2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準の運用指針」(内閣府公益認定等委員会、平成20年4月11日) 同指針に従って作成した。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっている。

2) その他の有価証券
時価のあるものは、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

特になし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券(国債)	51,950,000		535,000	51,415,000
投資有価証券(株式)	660,600,000	0	18,450,000	642,150,000
預金	0	0	0	0
小計	712,550,000	0	18,985,000	693,565,000
特定資産				
預金(周年記念事業準備資金)	0	400,000	0	400,000
小計	0	400,000	0	400,000
合計	712,550,000	400,000	18,985,000	693,965,000

5. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券(国債)	51,415,000	51,415,000	0	0
投資有価証券(株式)	642,150,000	641,500,000	650,000	0
預金	0	0	0	0
特定資産				
預金(周年記念事業準備資金)	400,000	0	400,000	0
合計	693,965,000	692,915,000	1,050,000	0

6. 担保に供している資産

なし

7. 固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高

なし

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

なし

9. 保証債務等の偶発債務

なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債(10年国債、償還日:2024年9月20日)	50,000,000	51,415,000	1,415,000

なし

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

なし

13. 関係当事者との取引、重要な後発事象、その他

なし

2019年度 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載済につき省略

2. 引当金の明細

財務諸表に対する注記に記載済につき省略

1. 2019年度「収支計算書」
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入			
基本財産利息収入(国債)	250,000	250,000	0
基本財産配当金収入(株式)	13,500,000	13,500,000	0
基本財産運用収入計	13,750,000	13,750,000	0
(2) 受取寄附金	0	0	0
(3) 雑収入			
受取利息収入(預金)	100	43	57
雑収益	0	0	0
雑収入計	100	43	57
事業活動収入計	13,750,100	13,750,043	57
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
会議費支出	500,000	297,106	202,894
旅費交通費支出	160,000	700	159,300
通信運搬費支出	50,000	23,586	26,414
消耗品費支出	20,000	0	20,000
印刷製本費	0	0	0
租税公課	0	0	0
賃借料支出	0	0	0
リース料支出	120,000	103,572	16,428
助成金支出	11,500,000	11,600,000	△ 100,000
雑支出	100,000	178,194	△ 78,194
予備費		0	0
事業費支出計	12,450,000	12,203,158	246,842
(2) 管理費支出			
会議費支出	500,000	487,605	12,395
旅費交通費支出	400,000	375,550	24,450
通信運搬費支出	40,000	27,744	12,256
消耗品費支出	20,000	16,601	3,399
租税公課	3,100	3,114	△ 14
賃借料支出	0	0	0
リース料支出	42,000	29,592	12,408
利息ほか	0	0	0
雑支出	400,000	269,898	130,102
管理費支出計	1,405,100	1,210,104	194,996
事業活動支出計	13,855,100	13,413,262	441,838
事業活動収支差額	△ 105,000	336,781	△ 441,781
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入			
定期預金取崩収入	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出			
投資有価証券取得支出	0	0	0
特定資産取得支出			
周年事業準備資金取得支出		400,000	△ 400,000
投資活動支出計	0	400,000	△ 400,000
投資活動収支差額		△ 400,000	400,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
短期借入金収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
借入金返済	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 105,000	△ 63,219	△ 41,781
前期繰越収支差額	558,682	558,682	0
次期繰越収支差額	453,682	495,463	△ 41,781

公益財団法人田村科学技術振興財団
2021年度 事業計画書

1) 2021年度 事業別計画および資金計画

(2021年4月1日より2022年3月31日まで)

(1) 方針

当財団は、医学、薬学をはじめとした生物学、物理学、化学、工学等分野における生命科学に関する領域の教育・研究を奨励し、もって我が国の医療および国民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業の概要

富山県内の高等教育研究機関において、生命科学分野の教育・研究に従事している個人または団体を対象に、次の事業を行なう。

- 1) 研究に対する助成
- 2) 研究者の海外派遣又は海外研究者の招聘に対する助成
- 3) 講演会、シンポジウム等の開催に対する助成
- 4) その他この法人の設立目的を達成するために必要な事業^{※1}

※1: 前年度研究助成対象者を一堂に会して開催する「研究成果報告会」を含む。

(3) 事業別計画及び資金計画

2021年度事業別計画および資金計画

(2021年4月1日より2022年3月31日まで)

事業名		実施時期	事業費	特定費用準備資金積立支出	左の資金計画				摘要
					基本財産運用収入	寄付金	借入金	その他 ^{※1}	
助成事業	生命科学に関する研究、研究者の海外派遣海外研究者の招聘、講演会等開催その他に対する助成事業	上期	5,000,000		5,000,000	0	0		
		下期	6,300,000		6,300,000	0	0		
		周年事業	0	400,000	400,000	0	0		
	その他の科目		860,000		860,000	0	0		
合計			12,160,000	400,000	12,560,000	0	0	0	

(2021年4月1日から2022年3月31日) ※1 前期繰越金など

(3)2021年度 収支予算内訳表 (2021年4月1日より2022年3月31日まで)

(単位 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公 1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	250,000	0	250,000
基本財産受取配当金	12,269,000	1,231,000	13,500,000
基本財産運用益計	12,519,000	1,231,000	13,750,000
② 雑収益			
受取利息	0	100	100
雑収益	0	0	0
雑収益計	0	100	100
経常収益計	12,519,000	1,231,100	13,750,100
(2) 経常費用			
① 事業費			
会議費	400,000		400,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信運搬費	50,000		50,000
消耗什器備品費	0		0
消耗品費	20,000		20,000
減価償却費	0		0
賃借料	0		0
リース料	120,000		120,000
支払助成金	11,300,000		11,300,000
雑費	170,000		170,000
事業費計	12,160,000		12,160,000
② 管理費			
会議費		400,000	400,000
旅費交通費		300,000	300,000
通信運搬費		60,000	60,000
消耗什器備品費		0	0
消耗品費		20,000	20,000
租税公課		3,100	3,100
減価償却費		0	0
賃借料		0	0
リース料		48,000	48,000
雑費		400,000	400,000
管理費計		1,231,100	1,231,100
経常費用計	12,160,000	1,231,100	13,391,100
評価損益等調整前当期経常増減額	359,000	0	359,000
当期経常増減額	359,000	0	359,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	359,000	0	359,000
当期一般正味財産増減額	359,000	0	359,000
一般正味財産期首残高	45,463	1,500,000	1,545,463
一般正味財産期末残高	154,460	1,500,000	1,654,260
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	250,000	0	250,000
基本財産受取配当金	13,500,000	0	13,500,000
一般正味財産への振替額	△ 13,750,000	0	△ 13,750,000
基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価損	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	694,460,463		694,460,463
指定正味財産期末残高	476,609,260		476,609,260
III 正味財産期末残高	476,763,720	1,500,000	478,263,520

公益財団法人 田村科学技術振興財団
2021年度上期 助成事業募集要項

〈助成事業の概要〉

- 富山県内の高等教育・研究機関に所属する生命科学領域の教育・研究者に対し、研究、海外派遣または招聘、講演会・シンポジウム等開催などの活動に対し助成を行い、もって我が国の医療及び国民の保健の向上に寄与することを目的とする事業です。
- 高等教育機関とは高等専門学校以上の高等教育機関であり、国公立・私立を問いません。また、高等研究機関とは公(益)的な機関であり、私的な企業の研究所等は助成対象といたしません。
- 生命科学領域とは、事業の目的である 医療すなわち「病気の治療」と、保健すなわち「病気の予防」に直接的・間接的に関わる分野 です。

〈助成対象活動〉

- 教育・研究者の イ) 研究、ロ) 研究者の海外派遣または海外研究者の招聘、ハ) 講演会・シンポジウム等開催、ニ) その他、当財団の設立目的に合う活動を助成対象とします。
- 上記イ) の研究助成金は、交付後1年以内に使いきって下さい。ロ) の研究者の海外派遣または海外研究者の招聘、ハ) の講演会・シンポジウム等開催については、本年度下期にも同様の助成事業を行いますので、本年度末(来年の3月末)までに実施して下さい。それ以降の実施を予定されている場合は、本年度下期の助成事業(助成金交付は本年度2月予定)において応募して下さい。

〈助成採択件数及び助成額〉

〔助成対象活動ごとの助成額〕

- 上記イ) の研究助成につきましては、1件あたりの助成最高限度額100万円を予定しています。
一方、ロ)ハ)ニ)につきましては、応募者からの希望金額(口数)に沿いたいと考えています。例年、1件あたりの最高額は50万円程度となっています。

〔今期の助成総額〕

- 今期の助成総額は4,000千円を予定しています。なお、来年1月には本年度下期の助成事業として同額(助成総額)の募集・交付を予定しています。

〈応募方法及び募集期間〉

- 所定の申請書に必要事項を記入し、郵送にて下記の申請資料提出先へお送り下さい。なお、所定の申請書は「公益法人・一般法人情報公開サイト」の当財団のホームページ (<https://koueki.jp/d/>) に掲載されていますので、適宜修正してお使い下さい。(連絡頂ければメール送信します。)
- 提出する申請書は1部です。その他、投稿論文の別刷り(助成対象イ)、経歴書(助成対象ロ)、寄付金募集の趣意書・組織委員会の構成・開催日程と会場・発表予定演題と発表予定者などが記載された書類(助成対象ハ)があれば、申請書とともに郵送してください。
- 募集期間は2021年6月1日から6月30日までとします。

〈応募条件〉

〔助成対象活動イ、ロ、ニ〕

- (1) 同一の研究について国または他の財団から必要十分な助成金を得ていないこと。
- (2) 昨年度に当財団から研究助成金を交付された研究者は、原則、助成対象外とします。(継続助成を願う相当な理由が認められれば例外といたします。)
- (3) 同一の教育・研究者が同一年度内に三つ以上の助成対象活動(研究助成、研究者の海外派遣・海外研究者の招聘助成、講演会・シンポジウム等開催助成など)へ応募することは、公平性確保の観点からご遠慮ください。
- (4) 同じ研究室から同じ研究課題について同じ時期に複数の者による別々の応募は、同じく公平性確保の観点からご遠慮ください。

〔助成対象活動ハ〕

- (1) 講演会・シンポジウム等開催を企画・運営する組織委員会の代表者または組織委員が、富山県内の高等教育・研究機関に在籍し、また、富山県内で開催されるものを対象とする。
- (2) 研究成果の発表を目的としたシンポジウム等である場合、発表や参加に関する情報が公表され、かつ広く開かれた集会であること。
- (3) 生命科学分野に関する教育を目的とした講演会等であっても、当該教育機関に在籍する教官による通常の授業は助成対象には含まれません。
- (4) 営利を目的とする、または特定商品の広告宣伝を目的とする、その他、選考委員会が不適当と認めた講演会・シンポジウム等は助成対象としません。

〈選考方法及び助成金交付〉

- 何れの助成対象活動(イ～ニ)についても、当財団の選考委員会(委員の氏名は未公開)において公正に選考し、多数決により採択案件を決定します。
- 選考委員会終了後、その結果を速やかに応募者が所属する機関の事務当局へ連絡いたします。なお、選考結果に関わらず申請書及び添付書類は返却しません。
- 助成金は8月下旬に、採択された教育・研究者に交付 します。

〈報告の義務〉

- 助成金交付1年後までに当該助成活動に関する「成果報告書」と「収支決算報告書」を提出 していただきます。両報告書の様式は上記の「公益法人・一般法人情報公開サイト」の当財団のページ (<https://koueki.jp/d/>) に掲載されています。(連絡頂ければメール送信します。)
- その他、下期を含む当年度の研究助成対象者は、翌年の12月上旬に研究報告会(当財団の理事会)を開催 しますので、ご都合つく方には出席していただきます。
- 助成金の交付を受けた者が当該助成活動の内容等重要な変更をしようとするとき、または当該助成活動を中止しようとするときは、助成変更・中止届(様式は定めません。)を当財団の理事長に提出して下さい。
- 上記の助成対象活動のロ)を除く、イ) 研究、ハ) 講演会・シンポジウム等開催の成果物または予稿集には、当財団から助成を受けた旨を明記 して下さい。

〈田村四郎科学賞〉

- 過去5年間に研究助成金を受けられた研究者の中から、研究成果ならびに学内外での研究者としての活動に優れた成長がみられた研究者1名を選出し、表彰楯、表彰状ならびに副賞として相当額の研究助成金を贈呈する事業を、当財団の創立30周年であった平成25年度から、上記ニ)の事業として開始しました。
- 第2回「田村四郎科学賞」褒賞事業は、平成23年度から平成27年度までの5年間に研究助成金を受けられた方々を選考対象者とし、その中から1名選出し財団創立35周年にあたる2019年2月に実施した。
- 創立40周年褒賞事業第3回田村四郎科学賞(2024年2月予定)の選考対象者は2016年度から2020年度までの研究助成金を受けられた方々になります。

〈個人情報の取り扱い〉

- 個人情報は利用目的の範囲内で、かつ本件業務遂行上必要な限度内で利用します。事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

〈問い合わせ先及び申請資料提出先〉

〒930-8369 富山市総曲輪1丁目6番21 日医エビル 公益財団法人 田村科学技術振興財団 事務局 熊田重勝
TEL 076-415-5116 FAX 076-441-5106 E-mail: shigekatsu_kumada@nichiiiko.co.jp

受付No. _____

公益財団法人 田村科学技術振興財団

2021 年度 上期 研究助成金申請書

西暦_____年__月__日

公益財団法人 田村科学技術振興財団 御中

申請者（代表研究者）

氏 名 _____ 印（年齢満 歳）

所属機関名 _____

所在地 _____

研究室 / 講座 _____

職 位 _____

TEL / FAX _____

メールアドレス _____

最終学歴 _____

推薦者（機関長ほか）

氏 名 _____ 印

機 関 名 申請者所属機関に同じ / _____

所 在 地 申請者所属機関に同じ / _____

職 位 _____

別紙のとおり 貴財団の研究助成金を申請いたします。

1. 助成希望課題の生命科学分野における分類および内容

課 題 (テーマ)	
分 類※	
内 容	

※: 疫学、病態生化学、臨床内科学、医薬品合成化学、薬理学、バイオテクノロジー等

2. 共同研究者、共同研究機関

氏 名 (名 称)	年 齢	所 属 機 関	職 位

3. 希望する助成金額ほか

希望する助成金額	万円
使 途 (費 目)	
使用時期又は期間	(於) 西暦 年 月 日
	(自) 西暦2022年 8月 (使用期間交付から1年以内)

5. 助成希望課題における申請者の主たる業績

(投稿文献のみ記載)

タイトル	著者名、学術雑誌名、巻(号)、頁、年

6. その他、本件研究助成金申請に係るアピールポイント、添付資料等
